



Title	目で見るWHO 第66号 表紙・目次・資料等
Author(s)	関, 淳一
Citation	目で見るWHO. 2018, 66, p. 1-3
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/86610
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

目で見る WHO

**Universal Health Coverage:
everyone, everywhere**

“Health for All”



— 第66号 —

2018 夏号

発行 公益社団法人 日本WHO協会

日本WHO協会とは

公益社団法人日本WHO協会は、世界保健機関（WHO）憲章の精神を普及徹底し、その目的達成に協力し、我が国及び海外諸国の人々の健康増進に寄与することを目的として設立された団体です。設立より半世紀近く、関西を拠点にグローバルな視野から国内外の人々の健康を考え、行動しており、今後も積極的に目的達成のため活動していきます。

- (1) WHO 憲章精神を普及するための健康に関するセミナー等の開催及び機関誌・広報等の啓発事業
- (2) 健康に関する調査研究の受託・委託及び助成並びに研究成果に基づく提言等の研究事業
- (3) 国内外で健康に関する社会貢献活動を行う企業、団体並びに個人との連絡・調整・協力等の連携事業
- (4) WHO の事業目的達成に寄与するための募金活動及び募金収益の拠出並びに活動協力等の支援事業
- (5) 国内外の健康の向上につながる人材の育成・援助等の人材開発事業

CONTENTS

ごあいさつ	1
沿革	2
WHO憲章	3
●2018 年世界保健デーのテーマ「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ： 誰もがどこでも保健医療を受けられる社会に」	4
●日本 WHO 協会フォーラム「健康寿命を延ばそう～フレイルを予防して～」開催報告	7
開会の挨拶	関 淳一
「フレイルを知って健康長寿を延ばす」	葛谷雅文 7
「オーラルフレイル ～気づきと予防」	田中順子 18
質疑応答	葛谷雅文・田中順子 26
●WHO インターンシップ報告	
「WHO 本部 口腔保健プログラム」	高瀬 絢 29

ごあいさつ



公益社団法人 日本 WHO 協会

前理事長 関 淳一

去る 6 月 18 日午前 7 時 58 分頃に、大阪北部を震源とする最大震度 6 弱の地震が発生しました。

実は、丁度その日に、私共(公社)日本 WHO 協会は役員改選の年に当たる 2018 年度の社員総会、及び新たに選ばれた役員(理事、監事)による理事会の開催を予定していました。

当初、大阪市内の交通機関は殆んど停止状態で電話連絡も困難な状況でしたので、社員総会・理事会の開催が危ぶまれましたが、午後になり、交通機関も徐々に運行が開始され、何人かの出席予定者から、出席可能との連絡も入りましたので、予定通り午後 4 時より社員総会、続いて理事会を開催することを決断しました。

当日の総会、理事会は、幸いにして何れも定款における成立の定数が満たされ無事開催され、役員改選を含むすべての議題を予定通り議決することができました。

特に今回は、小生の理事長退任と後任の理事長として、中村安秀氏の選任が議決されました。

ここで、この場をお借りしまして、4 期 8 年の理事長在職中に、皆様方から頂いた御協力と御厚誼に心から厚く御礼申し上げます。

ところで、今年の WHO 世界保健デーのテーマとスローガンは「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) ～全ての人に健康を」です。今回、永年に亘って、UHC を念頭に現場での国際的活動を経験され、この度当協会の理事長に就任された甲南女子大学看護リハビリテーション科の中村安秀教授に、理事長就任早々のご多忙中に、「誰もがどこでも保健医療を受けられる社会に」と題して御寄稿

頂きました。

また今回は、本年 3 月 5 日に開催したフォーラム「健康寿命を延ばそう～フレイルを予防して～」の内容を掲載させていただきました。

現在、日本は既に超高齢社会に入っており、平均寿命も今後更に延伸すると予測されています。その様な中で人生の最晩年を如何に過ごせるかと言うことは、我々一人一人にとって極めて重要な課題であります。そこで、晩年の健康状態を阻害していると言われ、最近メディアでもしばしば取り上げられている、フレイル、オーラルフレイル、サルコペニア等について、先ず皆で正しい知識を共有したいと言うことが今回のフォーラムの主旨であります。

当日、その道の第一線で活躍されている、名古屋大学大学院医学系研究科教授の葛谷雅文先生と大阪歯科大学有歯補綴咬合学准教授の田中順子先生の御二人に極めて分かり易く御講演頂き、その後活発な質疑が行われました。

又、本年 1 月から 2 ヶ月間、スイス・ジュネーブの WHO 本部でのインターンシップを経験された、長崎大学熱帯医学グローバルヘルス研究科の高瀬絢様に、2 ヶ月の間の経験を通じて改めて感じられた「口の健康」の重要性等についての貴重な一文を御寄稿頂きました。

最後に、今後(公社)日本 WHO 協会が、中村安秀新理事長の永年に亘る国際保健医療の場での御経験と理念を基にした新たな視点で、次のステップへ向かって大きく発展される事を心から期待し、私の御挨拶と致します。

平成 30 年 7 月

(公社)日本 WHO 協会の沿革

- 1948 「WHO 憲章」が発効し、国連の専門機関として世界保健機関（WHO）が発足する。]
- 1965 WHO 憲章の精神普及を目的とする社団法人日本 WHO 協会の設立が認可された（本部京都）。会報発行、WHO 講演会等の事業活動を開始。
- 1970 青少年の保健衛生意識向上のため、作文コンクール事業を開始。
- 1981 老年問題に関する神戸国際シンポジウムを主催。
- 1985 WHO 健康相談室を開設、中高年向け健康体操教室を開講。
- 1994 海外の WHO 関連研究者への研究費助成事業を開始。
- 1996 「WHO 健康開発総合研究センター（WHO 神戸センター）開設。」
- 1998 京都にて WHO 創設 50 周年シンポジウム「健やかで豊かな長寿社会を目指して」を開催。
- 2000 健康フォーラム 2000 をはじめ、全国各地でもフォーラム事業を展開。
- 2006 事務局を京都より大阪市に移転。定期健康セミナー事業を開始。
- 2007 財団法人エイズ予防財団（JFAP）のエイズ対策関連事業への助成を開始。
- 2008 事務局を大阪商工会議所内に移転。
- 2009 「目で見る WHO」を復刊。パンデミックになったインフルエンザに対応し対策セミナーを開催。
- 2010 WHO 神戸センターのクマレサン所長を招き、フォーラム「WHO と日本」を開催。
- 2011 メールマガジンの配信を開始。
- 2011 公益社団法人に移行。
世界禁煙デーにあたって WHO 神戸センターのロス所長を招き、禁煙セミナーを開催。
- 2012 公益社団法人に移行
- 2013 第 5 回アフリカ開発会議公式サイドイベントとしてフォーラムを開催。
- 2014 WHO 本部から発信されるファクトシートの翻訳出版権を付与される。

第二次世界大戦後の硝煙さめやらぬ 1946 年 7 月 22 日、世界の 61 カ国がニューヨークに集い、すべての人々が最高の健康水準に達するためには、何をすべきかを話し合い、その原則を取り決めた憲章が採択され、1948 年 4 月 7 日国連の専門機関として世界保健機関 WHO が発足しました。

当協会はこの WHO 憲章の精神に賛同した人々により、1965 年に民間の WHO 支援組織として設立され、グローバルな視野から人類の健康を考え、WHO 精神の普及と人々の健康増進につながる諸活動を展開してまいりました。

歴代会長・理事長、副会長・副理事長（在職期間）

会長・理事長		副会長・副理事長	
中野種一郎(1965-73)	松下幸之助(1965-68)	加治 有恒(1996-98)	
平沢 興(1974-75)	野辺地慶三(1965-68)	坪井 栄孝(1996-03)	
奥田 東(1976-88)	尾村 偉久(1965-68)	堀田 進(1996-04)	
澤田 敏夫(1989-92)	木村 廉(1965-73)	奥村 百代(1996-06)	
西島 安則(1993-06)	黒川 武雄(1965-73)	末舛 恵一(1996-04)	
忌部 実(2006-07)	武見 太郎(1965-81)	中野 進(1998-06)	
宇佐美 登(2007-09)	千 宗室(1965-02)	高月 清(2002-06)	
関 淳一(2010-18)	清水 三郎(1974-95)	北村 李賢(2002-04)	
中村 安秀(2018-)	花岡 堅而(1982-83)	植松 治雄(2004-06)	
	羽田 春免(1984-91)	下村 誠(2006-08)	
	佐野 晴洋(1989-95)	市橋 誠(2007)	
	河野 貞男(1989-95)	更家 悠介(2008-)	
	村瀬 敏郎(1992-95)	生駒 京子(2018-)	

「WHO 憲章」

世界保健機関（WHO）憲章は、1946 年 7 月 22 日にニューヨークで 61 か国の代表により署名され、1948 年 4 月 7 日より効力が発生しました。日本では、1951 年 6 月 26 日に条約第 1 号として公布されました。その定訳は、たとえば「健康とは、完全な肉体的、精神的及び社会的福祉の状態であり、単に疾病又は病弱の存在しないことではない。到達しうる最高基準の健康を享有することは、人種、宗教、政治的信念又は経済的若しくは社会的条件の差別なしに万人の有する基本的権利の一つである」といったように格調高いものです。日本 WHO 協会では、21 世紀の市民社会にふさわしい日本語訳を追及し、理事のメンバーが討議を重ね、以下のような仮訳を作成しました。

（日本 WHO 協会理事 中村 安秀）

THE STATES Parties to this Constitution declare, in conformity with the Charter of the United Nations, that the following principles are basic to the happiness, harmonious relations and security of all peoples:

Health is a state of complete physical, mental and social well-being and not merely the absence of disease or infirmity.

The enjoyment of the highest attainable standard of health is one of the fundamental rights of every human being without distinction of race, religion, political belief, economic or social condition.

The health of all peoples is fundamental to the attainment of peace and security and is dependent upon the fullest co-operation of individuals and States.

The achievement of any States in the promotion and protection of health is of value to all.

Unequal development in different countries in the promotion of health and control of disease, especially communicable disease, is a common danger.

Healthy development of the child is of basic importance; the ability to live harmoniously in a changing total environment is essential to such development.

The extension to all peoples of the benefits of medical, psychological and related knowledge is essential to the fullest attainment of health.

Informed opinion and active co-operation on the part of the public are of the utmost importance in the improvement of the health of the people.

Governments have a responsibility for the health of their peoples which can be fulfilled only by the provision of adequate health and social measures.

ACCEPTING THESE PRINCIPLES, and for the purpose of co-operation among themselves and with others to promote and protect the health of all peoples, the Contracting Parties agree to the present Constitution and hereby establish the World Health Organization as a specialized agency within the terms of Article 57 of the Charter of the United Nations.

世界保健機関憲章前文（日本 WHO 協会仮訳）

この憲章の当事国は、国際連合憲章に従い、次の諸原則が全ての人々の幸福と平和な関係と安全保障の基礎であることを宣言します。

健康とは、病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあることをいいます。

人種、宗教、政治信条や経済的・社会的条件によって差別されることなく、最高水準の健康に恵まれることは、あらゆる人々にとっての基本的人権のひとつです。

世界中すべての人々が健康であることは、平和と安全を達成するための基礎であり、その成否は、個人と国家の全面的な協力が得られるかどうかにかかっています。

ひとつの国で健康の増進と保護を達成することができれば、その国のみならず世界全体にとっても有意義なことです。

健康増進や感染症対策の進み具合が国によって異なると、すべての国に共通して危険が及ぶことになります。

子供の健やかな成長は、基本的に大切なことです。そして、変化の激しい種々の環境に順応しながら生きていける力を身につけることが、この成長のために不可欠です。

健康を完全に達成するためには、医学、心理学や関連する学問の恩恵をすべての人々に広げることが不可欠です。

一般の市民が確かな見解をもって積極的に協力することは、人々の健康を向上させていくうえで最も重要なことです。

各国政府には自国民の健康に対する責任があり、その責任を果たすためには、十分な健康対策と社会的施策を行わなければなりません。

これらの原則を受け入れ、すべての人々の健康を増進し保護するため互いに他の国々と協力する目的で、締約国はこの憲章に同意し、国際連合憲章第 57 条の条項の範囲内の専門機関として、ここに世界保健機関を設立します。